

三朝町公告

三朝町消防団デジタル化事業に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年 4月18日

三朝町長 松浦 弘幸



1 事業概要

(1) 事業名

三朝町消防団デジタル化事業

(2) 事業内容

消防団専用アプリケーション又はそれに準ずるサービスの導入

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

1,306,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、次に掲げる経費等について計上すること。

- ・年間利用料（内訳がある場合は項目ごとに明記すること。）
- ・初期導入に係る経費がある場合は、その金額
- ・次年度以降に別途料金等が発生する場合は、その金額

2 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11

年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

3 担当部署 (問い合わせ及び書類提出先)

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2 三朝町総務課危機管理局

電話 : 0 8 5 8 - 4 3 - 3 5 0 0 FAX : 0 8 5 8 - 4 3 - 0 6 4 7

4 プロポーザル実施要領の交付

三朝町消防団デジタル化事業プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。) は、広告の日から令和 6 年 5 月 7 日 (火) までの間に、三朝町ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

(1) 交付期間

広告の日から令和 6 年 5 月 7 日 (火) までの日で、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 交付場所

3 (担当部署) に同じ。

5 参加申込の手続き

(1) 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加申込書等を作成し、これを持参又は郵送 (宅配便含む。) すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 7 日 (火) 午後 5 時 (必着)

(3) 提出場所

3 (担当部署) に同じ。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認結果について、令和 6 年 5 月 10 日 (金) に電子メールにより通知する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格を有することが確認できた者（以下「参加者」という。）は、実施要領に基づき企画提案書等を作成し、これを持参又は郵送（宅配便含む。）すること。

(2) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所

3（担当部署）に同じ。

7 審査

三朝町消防団デジタル化事業プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の評価を行う。

8 最優秀提案者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。

9 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査において、評価の高い提案者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する実施要領によるものとする。

参加者が1者であっても、本プロポーザルを執行する。